

介護保険料の 納入通知書をお送りします

4月に、4月から9月まで半年分の納入通知書をお送りしましたが、8月上旬に10月から来年3月まで残り半年分の納入通知書をお送りします。

年金から天引きされるかたと口座振替のかたは2枚綴り、納付書で納めるかたは納付書も同封していますので8枚綴りになっています。

問い合わせ 介護保険課 ☎(866)2069

平成14年度の介護保険料

段階	対象者	年額保険料 ()内は月額平均
第1段階	世帯全員が市民税非課税の 老齢福祉年金受給者など	20,718円(1,726円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の かた	31,077円(2,589円)
第3段階	市民税課税者がいる世帯の 市民税非課税のかた	41,436円(3,453円)
第4段階	市民税課税のかた (合計所得が250万円未満)	51,795円(4,316円)
第5段階	市民税課税のかた (合計所得が250万円以上)	62,154円(5,179円)

平成13年度中に65歳になられたかたは、10月から年金天引きに変わる場合がありますので、納入通知書をご覧ください。

納付書で納めるかたは、口座振替が便利です。最寄りの金融機関や郵便局で手続きすると、翌々月から振替されます。

災害などの理由で保険料の減免を希望されるかたは、納期限の7日前までに申請してください(年金から天引きされるかたは月の19日まで)。

市民税や所得税の申告をしていない家族がいる場合は、介護保険課にお知らせください。

介護保険料の納め忘れ はありませんか？

介護保険料は、65歳以上のかたも、一人ひとりに納めていただくことになっています。ご家族の65歳以上のかたは、もう納められたでしょうか。年金をもらっているかたでも、天引きでなく納付書で納める場合もあります。

納め忘れがあると、サービスを利用することになったとき、通常はかかった費用の1割ですむ自己負担額が3割に増額となる場合があります。

平成12年度分の保険料に未納があるかたには、7月・8月に通知しますので、ご確認のうえ至急納めてください。

ご利用
ください

障害のあるかたの 在宅福祉サービス

いざというときも安心

緊急通報システム

在宅の重度身体障害者のかたが、急病や災害などの緊急時に関係機関や協力員に救助を求めることができる装置をお貸しします。

対象 重度身体障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で、電話回線をお持ちのかた

利用料 世帯の生計中心者の前年所得税額により決定

必要書類 申請書・利用誓約書・協力員承諾書(3人分)書類は、障害福祉課と障害者生活支援センターほくと(下新城中野字街道端西)にあります
協力員(緊急時にすぐ連絡がつき、駆けつけられるかた)3人以上を確保していただく必要があります

申し込み 障害福祉課 ☎(866)2093
障害者生活支援センターほくと ☎(873)7804

自宅に食事をお届け

障害者配食サービス

在宅の身体障害者のかたに、昼食または夕食をお届けします。

対象

▶ 身体障害者手帳(おおむね2級以上)をお持ちのかたのみの世帯で、食事の調理が困難なかた

▶ 一人暮らし(日中、家に一人になるかたも含む)の身体障害者手帳(おおむね2級以上)をお持ちのかたで、食事の調理が困難なかた

病气などで食事制限があるかたは利用できません

65歳以上のかた、40歳以上で介護認定の対象となるかたは高齢福祉課 ☎(866)2095へご相談ください

利用料 1食350円(週3食まで利用できます)

申し込み 障害福祉課 ☎(866)2093
障害者生活支援センターほくと ☎(873)7804

特別児童扶養手当
特別障害者手当
障害児福祉手当
福祉手当(経過措置)

所得状況届を 忘れずに！

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置)を受けているかたは、所得の状況届を提出してください。添付する書類などについては、7月末に郵送でお知らせします。

受付期間 8月7日(水)～12日(月)(土・日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

受付場所 市役所2階正庁

問い合わせ 障害福祉課 ☎(866)2093